

浜松市情報公開条例及び浜松市個人情報保護条例に基づく公文書
公開請求等における権利の濫用に係る取扱いを定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号。以下「公開条例」という。）に基づく公文書の公開請求及び浜松市個人情報保護条例（平成16年浜松市条例第28号。以下「保護条例」という。）に基づく保有個人情報の開示請求（以下「公文書公開請求等」という。）のうち、公開条例第5条第2項に規定する公文書の公開を請求する権利の濫用に当たる請求及び保護条例第18条第3項に規定する開示請求をする権利の濫用に当たる開示請求（以下これらを「権利の濫用に当たる請求」という。）の対応について必要な事項を定める。

(判断に当たっての基本的考え方)

第2条 主管課の長は、この要綱の運用に当たって、公開条例第6条第2項に規定する公開請求者及び保護条例第19条第3項に規定する開示請求者（以下「公開請求者等」という。）による公文書公開請求等における正当な権利の行使を妨げることのないよう注意しなければならない。

(判断の基準)

第3条 主管課の長は、公文書公開請求等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該公文書公開請求等に係る経緯、内容その他の事項を総合的に勘案した上で、権利の濫用に当たる請求に該当するか否かについて、判断するものとする。

- (1) 制度の趣旨目的を逸脱したものであり、かつ、公文書公開請求等により不当に著しい業務執行の支障が生じると認められるとき又は明らかな害意が認められる公文書公開請求等が繰り返されるとき。
- (2) 開示を受ける意思のないことが明らかに認められるとき。
- (3) 公文書公開請求等の実施等において不適正な行為が繰り返されるとき。
- (4) 公文書公開請求等によって得た情報を違法又は不当に使用する蓋然性が認められるとき。

2 前項各号の判断基準の具体的内容は、別表に例示する。

3 公文書公開請求等が権利の濫用と判断するか否かについては、個別の事案ごとに具体的かつ総合的に判断すべきものであり、主管課の長は、当該公文書公開請求等が、単に前項に定める別表の「具体的内容の例示」欄に掲げる例示の一に該当することのみをもって直ちに権利の濫用と判断するものではないことに留意しなければならない。

(非公開決定等)

第4条 公文書公開請求等が前条の規定により、権利の濫用に当たる請求と判断された場合、主管課の長は、公開条例第5条第3項及び第11条第1項若

しくは第2項又は保護条例第18条第4項及び第24条第1項若しくは第3項の規定を根拠として、当該請求等に対し、その全部又は一部を公開又は開示しない旨の決定（以下「非公開決定等」という。）を行うことができる。

2 主管課の長は、前項に定める非公開決定等をする場合にあっては、これを行う前に文書行政課長と協議しなければならない。

（公開請求者等への対応）

第5条 主管課の長は、公文書公開請求等が第3条に規定する基準に該当するか否かを検討するに当たっては、その際に、公開請求者等に対して、次に掲げる対応を行うよう努めなければならない。

（1）事務遂行上の支障を説明し、理解を求めること。

（2）公開請求者等の目的に沿うよう、対象公文書に係る事業の範囲及び年度の限定、無作為抽出などの方法により、適切な公文書公開請求等にしてもらうよう公開条例第6条第2項又は保護条例第19条第3項の規定に基づき補正を求めること。なお、この場合に、できる限り公開請求者等の目的を達成するよう配慮すること。

（3）公文書公開請求等の実施等における不適正な行為に対しては、適正な対応を求めること。

（4）公文書公開請求等により得た情報を違法又は不当に使用する可能性が認められる場合には、当該公開請求者等に対して適正な使用を求めること。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

別表（第3条関係）

判断の基準	具体的内容の例示
<p>(1) 制度の趣旨目的を逸脱したものであり、かつ、公文書公開請求等により不当に著しい業務執行の支障が生じると認められるとき又は明らかな害意が認められる公文書公開請求等が繰り返されるとき。</p>	<p>ア 特定の課に対して短期間に集中して大量の公文書公開請求等を行う。</p> <p>イ 正当な理由がないのに同一内容についての公文書公開請求等を行う。</p> <p>ウ 公文書公開等を受けた後に、「当該公文書公開請求等に係る全ての文書」などの連鎖的な請求を行う。</p> <p>エ 特定職員の誹謗、中傷を記載した公文書公開請求等を行う。</p> <p>オ 公文書の特定に実質的に応じない。</p> <p>カ 対象公文書が存在しないことを前提として公文書公開請求等を行う。</p> <p>キ 主管課の作為又は不作為を要求する手段として公文書公開請求等を行う。</p>
<p>(2) 開示を受ける意思のないことが明らかに認められるとき。</p>	<p>開示決定を受けたにもかかわらず正当な理由なく閲覧等せずに、繰り返し同様の文書を公文書公開請求等する。</p>
<p>(3) 公文書公開等の実施等において不適正な行為が繰り返されるとき。</p>	<p>ア 公文書をほとんど閲覧せずに立会いの職員に対して長時間にわたり自説を主張する。</p> <p>イ 公文書公開等の日程を一方的にキャンセル又は指定する。</p> <p>ウ 特定の職員による応対を強要する。</p> <p>エ 長時間にわたって職員の応対を強要する。</p> <p>オ 公文書公開請求等することを目的として公文書の作成を強要する。</p>
<p>(4) 公文書公開等によって得た情報を違法又は不当に使用する蓋然</p>	<p>公文書公開請求等の際、公開請求等で得た情報を、特定の組織や個人を誹</p>

性が認められるとき。	謗・中傷する内容に加工して、インターネットなどで公表する旨の発言等を行う。
------------	---------------------------------------